

## 平成22年度 第2回 市原市文化財審議会 議事録

- 1 日 時 平成23年2月8日(火) 13:30～15:30
- 2 場 所 市原市役所議会棟第2委員会室
- 3 出席者
- (委員) 川戸彰・鈴木仲秋・市毛勲・香月節子・小野寺節子・西脇康・鷹野光行
- (事務局) 山崎正夫(教育長)・永野勇(生涯学習部長)・土屋禮子(ふるさと文化課長)・新井一美(ふるさと文化課長補佐)・田所真(埋蔵文化財調査センター所長)・浅利幸一(文化財保護班GL)・大村直(主査)・小川浩一(副主査)
- (傍聴者) 0人
- 4 議 題 (1) 市指定文化財の指定について(答申)  
上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳(縦帳7冊)
- (2) 市指定文化財の指定候補について(調査報告)  
(仮称) 菊間八幡神社奉納神楽
- 5 報 告 (1) 民俗資料整理事業について
- (2) 平成22年度文化財保護関連事業について
- (3) その他
- 6 閉 会

(事務局) これより、会議に入らせていただきます。

議長につきましては、川戸会長にお願い致します。

(会 長) それでは、お手元の次第に沿って、進めてまいります。

本日の議題(1)は、市指定文化財の指定(答申)についてでございますが、前回の会議で諮問を受けました文化財指定候補、

「上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳(縦帳7冊)」の答申について審議していただきたいと思っております。

事務局に答申(案)を読み上げてまいりますので、字句の訂正や事実確認、御意見をのちほどお聞かせ願います。

(事務局) 答申(案)。

上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳

1. 名 称 上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳(●●●●家文書)

2. 員 数 7冊（全揃い）
3. 所在の場所 市原市●●● ●●● 番地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所  
●●●● 市原市●●● ●●● 番地
5. 種別 有形文化財（古文書）
6. 適用指定基準

市原市では、最も古い検地帳原本(副本)のひとつであり、しかも一村分が完備して現存する。内容的にも学術的史料価値が極めて高い。

7. 内容及び所見

●●家は江戸時代、養老川中流右岸の平坦地に位置する下矢田村(幕末村高397石余、領主4人相給支配)のうち旗本小倉氏領(220石)の名主を勤め、当主は三郎右衛門・糸蔵・三郎兵衛を称した村役人の家柄であった。当文書は、従来同家土蔵の長持の中に保管されており、伝存状態は極めて良好であった。

当文書は、中世荘園制下の呼称である「姉崎領谷田之郷」に対して、天正19年(1591)9月24～29日、豊臣秀吉政権下にあった徳川家康によって関東領国に実施された縄打(検地)結果(いわゆる太閤検地)を記録したものである。この検地の結果、谷田(矢田)之郷は矢田村と下矢田村に村切りされ、ここに近世村二か村の誕生をみた。縄打水帳には検地に従事した役人(青木勘次郎・大野神三・山中弥吉・矢崎七郎右衛門)とおぼしき墨色印判が押捺され、表紙に「七巻之内」と記されることから、検地当時に調製された副本のうち下矢田村分全7冊が完備して伝存したと推定される。

太閤検地では所有関係の重層的な荘園土地制度を否定し、現実耕作者の権利のみを積極的に認めたものと評価されているが、本文書でも田畑・屋敷一筆ごとに、旧来の土地所有者名(旧名主系と見られるいつミ・玄蕃・兵庫・隼人・主税など)を分付として、名請人名(現実登録者)に冠するなど、過渡的な土地所有関係を反映させ、また「主作(当人手作り)」「当付(当年不作)」「永付(永年不作)」など耕作状況についても記載されている。

一村として完備した検地帳が良好な状態で伝存し、学術的にも極めて高い史料価値を誇っており、本件は市原市文化財に指定する要件を十分に満たしているものと思量される。

8. 保存上の留意事項

遺存状態は全体的に良好であり特に問題はない。

9. その他参考になるべき事項

・深谷 克己ほか「市原市近世文書目録 II」市原市近世文書調査団・市原市教育委員会 1988年

・「市原市史」中巻 市原市教育委員会・市原市 1986年

(会 長) ●●委員、御意見いただけますか。

(委 員) 写本の取り扱いをどうするか。原本には、虫食いなどで読めなくなっているところもある。写しの方を附として指定した方が良いのでは。

(会 長) 写本は、いつ頃のものですか。

(委 員) ほぼ同じ頃でないかと。書体も同じです。

(会 長) 散逸を防ぐ意味でも、併せて指定した方が良いでしょう。

(委 員) 所有者の考えはどうか。写本を売ってしまうとか。まあ、そういうことではないか。

附をつけた場合はどうなるのか。

(委 員) 員数のところで、附写本何冊とか。

(委 員) 名称も必要でしょう。内容についても。

(委 員) 資料 P 2 の、「一村として」の前に、「なお」書きで入れるとか。

(委 員) 資料 P 4 の、員数があわない。

(事務局) 表の現存冊数 5/7 は写本分で、6/7 の間違いでした。備考の 2 種 12 冊は、13 冊になります。

(委 員) 内容的には差がないということですから、どちらも大切。まず、写本を附として含むことについて意思統一する必要があるでしょう。

(委 員) 同等ということですね、欠損文字が補えるとか。

(委 員) 数字の一部などに写し間違いはあるが、ほぼ合致する。

(委 員) 名称はどうしますか。

(委 員) 附同上写本とか。同書写本か。

(委 員) 写本が欠けているので、そのままの名称では。

(委 員) 今まで、附は例がありますか。

- (事務局) 国指定だと西願寺とか、いくつかあります。
- (委員) 原本は原本でよいのか。
- (委員) 原本は原本であるが、役所に納めたものを原本とすれば、副本か。
- (委員) 中世だと正本か。
- (委員) ●●委員の立場で考えてもらえれば。
- (委員) 原本はという用語自体が議論になってしまう。写本だけの方が。
- (委員) では、写本 6 冊で。
- (会長) まとめますと、  
「上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳 附 同写本」
- (会長) 他にございませんか。
- (会長) それでは、これまでの御意見を反映させた形のなかで、審議会として、「上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳」について、市原市の指定とする旨の答申をすることに御異議はございませんか。
- (会長) 御異議がないようですので、「上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳（縦帳 7 冊）」を答申することに決しました。あと、「なお・・・」については、●●委員と相談してもらおうということで。後で、各委員にお送りしてもらおうということでよろしいでしょうか。
- (事務局) 了解しました。
- (会長) 続きまして、議題（2）市指定文化財の指定候補について（仮称）「菊間八幡神社奉納神楽」の調査報告に移ります。  
事務局より説明をお願いします。
- (事務局) （仮称）「菊間八幡神社奉納神楽」については、平成 20 年度第 2 回（平成 20 年 3 月 27 日）と平成 21 年度第 1 回（平成 21 年 6 月 3 日）文化財審議会で、指定候補の提案をして、当審議会で、無形民俗専門の●●委員と事務局で調査を進めて行くことの見解をいただいております。  
昨年の 4 月 11 日に、春の大祭の折、●●委員と共に、現地において聞き取り調査を実施いたしました。その中で、戦中・戦後に途絶えていた神楽を再興するため、笛や踊りを戦前の経験者から教えを請い、戦前に行われていた神楽が伝えられた状況が分かってまいりました。  
具体的には、笛は神主と●●●●から●●●●へ、踊りと太鼓は●●●●から●●●●への伝承であります。  
資料の神楽の調査票に記載しております。

今後、伝承の不明な点や演目の動作や説明など不十分な所がありますので、  
●●委員の指導を得て、事務局としては、市指定の方向で調査を進めてまいりたいと考えております。

(会 長) ●●委員に補足説明願います。

(委 員) 昨年、4月11日に、現地で直接お話を聞く機会がありました。その中で、資料神楽調査票と別紙1で、現在の神楽のおおよその様子が分かります。

千葉県神楽の系譜の中では、十二座神楽の系譜に位置づけられる。民俗の神楽研究の中で見ると、振りつけなどにみだれがある事も事実です。

案件とは違うが、神楽自体は、神事、里神楽、娯楽としてごっちゃになっているのが今の姿です。埼玉県下などでは、七十二座や三十六座の大きな座が嘗ては存在し、明治になって座の数を減らしている。

神楽は、神事として行う場合、奉納する場合などもあり、多くは保存会を結成して伝承している。千葉県のこの地域では十二演目にまとまる。その場合、1演目に1神、1演目に複数神が存在し、ここでは1座1神も多く古い形態と言える。

今後、もう少し、神楽の各座の内容とか、伝承やその経緯を再調査して、将来指定に持っていければ良いと考えている。

(会 長) それでは、只今の説明を受けて、御意見いただけますか。

(委 員) 調査票の11. 鬼にオス・メスがいますのですか。

(委 員) お互いに対になっている。

(委 員) 別紙1の楽曲の標記について、チンチン・チャカ・ドドスコドンは曲名なのですか。

(委 員) 曲の頭出しをこのように表現し、出しを(チャカなど)言うことによって共通の曲を演奏することになります。曲名の代わりの呼び名です。

登場人物によって楽曲が変わり、登場人物の動きによっても楽曲が変わる。

9の岡崎は、神楽の他に御囃子やお祭りでも演奏する賑やかしの楽曲です。

(委 員) 楽曲はそうとう幅の広い意味で用いられているようですね。

このような表現は他地域の神楽でも用いてるのか。

(委 員) 同様な標記をしているところがあります。

ここで面白いのは、2の男の巫女舞。

巫女舞が神事なのか。氏子が奉納する神楽なのか見極める必要がある。

(委 員) 復活したのはいつ頃からなのか。

- (委員) 昭和 20 年代から伝承を復活した。
- (委員) 昭和 20 年代から継続しているのか。
- (委員) ほぼ継続していたと考えられる。
- (委員) 鶴峯八幡の神楽と似ている。
- (委員) 構成員は子供 3 名、大人 2 3 名の計 2 6 名しかいないのですか。
- (事務局) 御囃子の人達もいて、活動メンバーとしてはもっと多くなる。
- (委員) 神楽殿の建築年代は。
- (事務局) 一度、●●委員に見ていただいたことがあるが。建築年代までは聞いていない。
- (会長) 他に何かございませんか。  
なければ、本件の取り扱いにつきましては、専門委員の●●委員の御指導のもと資料収集と調査を進め、今後、教育委員会からの諮問を受けると言うことで、いかがでしょうか。
- (委員数名) 異議なし。
- (会長) 異議がなければ  
御異議がないようですので、事務局にあっては、今後、本件の諮問について事務を進めて行くよう願います。  
以上で、議題を終了いたします。
- (会長) 次に、次第 5 の報告について  
(1) 民俗資料整理事業について、事務局より説明願います。
- (事務局) 平成 21 年・22 年度の 2 カ年で、緊急雇用創出事業の補助事業として大まかな整理作業を文化財審議会●●委員の指導を得て行いました。今後は台帳整備に努めてまいります。詳細については、担当から説明いたします。
- (事務局) 平成 22 年度の整理点数は、●●氏寄贈分を対象に総数 575 点を実施した。農耕用具 143 点、漁労用具 82 点、養蚕用具 11 点などがあります。  
●●氏の寄贈資料は、実際に使用していた履歴が分かるものとして資料価値は高いものです。  
この後は、パワーポイントを使用して映像で説明。
- (会長) 次に、次第 5 (2) 平成 22 年度文化財保護関連事業について、事務局より説明願います。
- (事務局) 別紙資料 10～13 ページ参照。
- (会長) 只今の報告について、御意見・御質問等がありましたらお願いします。

(会 長) 無いようですので、続きまして(3)その他について、事務局より説明願います。

(事務局) 平成23年度の文化財審議会は、委員の改選となります。来年度につきましても引き続き皆様をお願いしたいと思います。御都合等もあると思いますので、後日ご連絡をいただきたい。

- ・第1回審議会 平成23年6月上旬  
市原市文化財審議会委員の委嘱(委員の改選)

- ・第2回審議会 平成24年2月上旬

(会 長) その他について、何かございませんか。

ないようですので、以上で、本日予定している議題などは、全て終了いたしました。長時間にわたり、御協力ありがとうございました。それでは、進行役を事務局にお返しいたします。

(事務局) これをもちまして、平成22年度第2回市原市文化財審議会を閉会いたします。